

指宿市宿泊税の制度設計

	指宿市	左記の考え方
税 目	宿泊税	宿泊行為に対する課税。分かりやすい
課税客体	指宿市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル，旅館，簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	
課税標準	上記施設への宿泊数	
納税義務者	上記施設への宿泊者※宿泊目的に限らず徴収	➤ 観光以外の宿泊も対象とすることについて ・宿泊税は魅力ある観光地づくりのために使用するが，ビジネス客であっても指宿市の魅力（域内交通，飲食店等）を享受することになるため ・宿泊目的を把握・証明することが困難

	指宿市	左記の考え方
徴収方法	・特別徴収（特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し，納入する	・全ての宿泊税導入先行自治体において宿泊事業者等を特別徴収義務者とし，特別徴収を実施
申告期限	毎月末日までに前月 1 日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は 3 ヶ月ごとに申告納入が可能	・全ての宿泊税導入先行自治体において毎月末日までに前月分を申告納入

〈会議等で出た意見〉

	指宿市	左記の考え方
定率	宿泊料の2%	・一定規模（1億円以上）を確保できること。 ・公平感がある。
	定額の場合	定率の場合
特 徴	・国内事例が多い（日本人が分かりやすい） ・定率に比べ宿泊事業者の徴収の手間がかからない ・単価が向上しても宿泊者数が増えなければ増収にならない ・安価な宿泊費ほど負担割合が大きい ・室料で販売する場合でも利用人数の算出が必要	・国内事例は少ないが海外は一般的（外国人は分かりやすい） ・個人の支払い能力と連動できる（公平感がある） ・宿泊単価が向上すれば増収が増える ・国内事例が少ないため、ノウハウが少ない ・システムを導入していない場合、毎回計算が必要
	「定率制」の場合、宿泊費が値上がりすれば必然的に宿泊税も増収になるが、「定額制」の場合は、一定期間の後に必要に応じて値上げの条例改正をしなければならない。	

〈会議等で出た意見〉

- ・食事代を除いた額に課税するので、宿泊客もエージェントも宿泊税がいくらになるかわからない。分かりやすい計算式のようなものがあつたほうがよい。
- ・宿泊料金と食事等との区分について、宿泊事業者側のコンプライアンスによる自浄作用を期待する観点から、特別徴収義務者である宿泊事業者の自主的な申告に基づき把握する方向での対応とする。
- ・サービス料を含むとなっているが、サービス料は各宿で異なる。
- ・公平感を尊重するならば、定率制2%には上限を設けない。

	指宿市	左記の考え方
免税点	設けない	・どのような形態の宿泊施設に宿泊する客にも指宿市の宿泊税を理解していただき、公平に負担していただくことが重要である。 ・免税点を設けないことで宿泊施設、宿泊客にとっても分かりやすくなる。 ・免税点を設定すると、一定規模の財源が確保できない可能性がある。
課税免税	設けない	・享受する行政サービスの受益は変わらないこと、宿泊事業者において免除対象者の確認作業で事務負担が増えること等を勘案し、修学旅行等への課税免除を設けない。

〈会議等で出た意見〉

- ・民宿には仕事関係で泊まる方も多く、最近は近隣の安い宿泊施設を利用している。宿泊税を徴収するとなるとその分高くなることから、6,000円未満については、課税しないでほしい。
- ・6,000円未満について徴収しない場合の定額、定率のシミュレーションをしてほしい。
- ・市で説明会を行い、宿泊事業者が少しでも納得してから先に進んだ方がよい。
- ・税は公平性が大事。魅力ある観光地づくりが課税の目的であり、課税されない宿泊客や徴収しない事業者がその恩恵を受けるのは公平性に欠ける。
- ・京都市や倶知安町、長崎市が修学旅行について課税免除しているが、検討が必要ではないか。
- ・修学旅行の課税については、徴収しない場合の煩雑さを考慮すべき。入湯税では課税されている。
- ・修学旅行だからといって税金を徴収しないというのではなく、税金の仕組みを知ってもらうよい機会なので、具体的な使途について理解を求めることが大切。
- ・平等性の議論があるので、修学旅行については、当初は課税免除なしでスタートし、要望や実態をみて見直しを検討する。

	指宿市	左記の考え方
使途	・指宿市観光ビジョンの目的達成に資する事業で指宿市観光・経済戦略会議で決定され、かつ予算化された事業に充当する。 ・アンケート結果等を踏まえ充当事業を選定する。 ①交通アクセス改善（二次交通整備など） ②また来たくなる観光地づくり（海岸整備の観光資源化、魅力ある商店街整備） ③観光拠点整備（魚見岳、池田湖、知林ヶ島、長崎鼻） ④砂むし温泉等の魅力向上 ⑤いぶすきのファンづくり（観光客誘致等） ⑥宿泊事業者の負担軽減に係る事業 ⑦宿泊客への周知に係る費用	・魅力ある観光地づくりの財源検討に関するアンケート集計結果（期間：R6.7.9～R6.8.14，回答数：39件回答率：59%） ・特別徴収交付金については、納期内納入額の3.5%とし、上限は設けない。 また、導入から5年間は特例措置としてプラス0.5%とする。 ・システム整備等の補助の方針については、宿泊税導入先行自治体で唯一補助制度を設けている長崎市を参考に導入する。

〈会議等で出た意見〉

- ・使途の中に誘客を入れてほしい
 - ・宿泊税を原資に、観光協会や観光デザインの財源とすることについて
- 指宿市観光ビジョンの目的達成に資する事業で指宿市観光・経済戦略会議で決定され、かつ予算化された事業に充当する（再掲）とあることから、当該団体への委託事業等として決定され、予算化された場合、委託料や負担金等の形で市から当該団体へ宿泊税を原資として支出する場合はある。
- 宿泊税・・・新規、拡充して実施される既存事業であって、観光ビジョンの目的達成に資する、宿泊者に対して説明しやすい（納得感がある）事業に充当する。

	指宿市	左記の考え方
特別徴収交付金制度	納期内納入額の3.5%（導入から5年間特例措置として+0.5%） 【交付上限額】設けない	・導入自治体の中で一番交付率の高い自治体を参考とした。（参考：第2回検討委員会 資料3，P7参照） ・定率の場合，円単位での宿泊税となり，コード決済が増えることが想定されることから，それらを勘案した交付率とした。
宿泊税導入に伴うシステム整備の補助	定額 補助限度額50万円 （導入から5年以内1回限り）	・長崎市では，導入自治体の中で唯一システム整備費に特化した助成制度を実施しており，当制度を参考とした。（参考：第2回検討委員会 資料3 P7参照）

〈会議等で出た意見〉

- ✓ 宿泊事業者や宿泊者への周知期間と宿泊事業者の準備期間
- ✓ 徴収開始後における課題などの反映

	指宿市	左記の考え方
宿泊税の導入時期	・ R7. 6 条例案パブリックコメント ・ R7. 9 条例制定 ・ R8. 10 徴税開始	・ 周知期間なども踏まえ、令和8年10月の徴収開始とした。
課税を行う期間	・ 条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行う	・ 導入後における課題を抽出。それらを反映させる必要があれば、条例施行後5年を目途に見直しの検討を行う。 ・ 先行自治体における条例施行後の見直し期間 京都市（5年）、金沢市（5年）、福岡市（3年、その後は5年）、北九州市（3年、その後は5年）、長崎市（3年）

〈会議等で出た意見〉

- ・ 効果検証する会議を定期的に設けてほしい。
- ・ オーバーツーリズムほどではないが、お客様が増えてる状態で税は導入していただきたい。

✓ 宿泊税の使途と差別化

	指宿市	左記の考え方
入湯税の改正	改正しない	宿泊税と入湯税について次の課題がある。 ・ 宿泊料金の定義が異なる ・ 入湯税については、標準税率150円の自治体が多いが、本市の入湯税については、税額の区分が多い。

〈会議等で出た意見〉

- ・ 宿泊税導入後、事業者に対して宿泊税と入湯税の制度の相違点などの説明会をしてほしい。
- ・ 入湯税の使途にある観光振興の事業と宿泊税の使途に対しての説明の在り方

入湯税は、地方税法で、①環境衛生施設の整備、②鉱泉源の保護管理施設、③消防施設の整備、④観光施設の整備、⑤観光振興に充てられるものと規定されている。

入湯税と宿泊税の観光関連への使途の整理については、

■入湯税・・・既存事業 ■宿泊税・・・新規、拡充して実施される既存事業であって、宿泊事業者から要望の多い事業、宿泊者に対して説明しやすい（納得感がある）事業に充当する（再掲）。